

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上野原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 秋山地域

(1) 現況

当区域は、急傾斜地が多く存在し、一団の平坦地や緩傾斜地が少ない中山間地域であるが、89.2haの農用地が存在する。

秋山川沿岸の田を利用した水稻栽培を基幹に各種露地野菜や特産作物である長かぶを重点作物として産地化を進めていく。また、当区域では、特産である長かぶを材料とした山梨県農産物等認証制度の長かぶしょうゆ漬（販売名「ひなづる漬」）の生産販売の拡大を推進しブランド化を図るとともに、平成18年度に設置された秋山温泉の直売施設を市の観光拠点施設として位置づけ、地区の活性化と生産の拡大を図る。このような中、農道や農業用排水路等の農業生産基盤整備を進め、農業機械の導入による省力化と併せて増収を図っていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、上野原市では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

2. 上野原地域

(1) 現況

当区域は、桂川や鶴川に沿った河岸段丘上に位置し、区域の中央をJR中央線、国道20号、中央自動車道が東西に横断し、交通の便がよい。標高は164m～350mで、桂川と鶴川の流域及び台地上に農用地71.4haがある。当区域の農用地は田が多く、幹線用水路や末端用水路、農道等が整備されている。

上野原市の中心部の用途地域を取り囲む区域で、従来から宅地が多く、農地の集団性に乏しい。河岸段丘上は畑が大部分であるが、鶴川沿岸は、田が広がり、農業用排水路を中心に農業基盤が整備されている。

当区域は、比較的住宅が密集した地域であり、大規模住宅団地もあることから、

住民からは安全かつ新鮮な農産物の供給が望まれており、水稻と転作作物として減農薬栽培によるナス、トマト、ブロッコリー、レタス等との複合経営を進めるとともに、農産物直売施設での販売、学校給食への地元農産物の供給を推進していく。また、農地の流動化による農地の高度利用を進めていく。

なお、都市住民の体験と交流の場としての機能にも着目して、市民農園、体験農園等の整備に取り組み、自然体験の場、家族団らんの場、地域農家との交流の場としての活用を目指し、隣接した用途地域との調和を図りながら優良農地を保全していく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、上野原市では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3. 西原区域、4. 桐原区域

(1) 現況

当区域は、標高350m～600mで、鶴川に沿った狭隘な河岸段丘と山間地の畑を中心とした農用地149.6haが散在している。生産条件は極めて悪く、遊休農地が増加している地域である。両区域とも傾斜は8～9%以上で、桐原区域の用竹集落に10ha程度の緩やかな団地が存在するほかは、急傾斜地がほとんどである。

また、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備が遅れていることもあり、過疎化が進行しており、有害鳥獣による被害が多く、遊休農地や荒廃農地が多い。

桐原区域のふるさと長寿館並びに西原区域の羽置の里びりゅう館を中心として、長寿食とされる郷土料理等への農産物の供給をとおして、地域の伝統的食材を広く発信し、都市住民との交流を促進し、地域の活性化を目指す。

また、農林産物の販路拡大を促進し、営農指導体制の充実を図る中で、この地域の特産物であるソバやばれいしょの栽培を拡大するとともに、山間地の自然的条件を生かしたアワや山菜等の生産を振興し、林業や観光と一体化した農業経営を展開しつつ農地の有効利用を図っていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、上野原市では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	秋山区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	上野原区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	西原区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
④	桐原区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

上野原市全域（一部三振法・特定農山村法）

桐原、西原、秋山（山村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物

理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

（２） 集落協定の共通事項

- 1) 連携する未実施集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると上野原市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると上野原市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。
- 3) 協定認定年度から本加算措置の適用を受けようとする年度の前年度末までの間に、既に未実施集落との連携又は地域の活性化を担う人材の確保等に係る取組のいずれか一方を行っている場合において、新たに他方の取組を行う場合であり、かつ、集落協定参加者の取組意欲等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると上野原市長が個別に認めた場合には、実施要領第6の3の(2)のイの(オ)の注4が適用される。

（３） 対象者

認定農業者に準ずる者とは、認定農業者として認定されてはいないが地域農業振興にリーダー的な役割を果たす者で、上野原市長が定める以下の基準をすべて満たす者とする。

- ア 年間農業従事日数が150日以上の農業者及び経営体
- イ 上野原市の平均経営規模以上の農業者及び経営体
- ウ 農業所得が100万円以上の農業者及び経営体